

ウェルテック専門学校 広島校 学則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、福祉と医療、文化教養に関する専門知識を修得し、地域社会ならびに国際社会で活躍する人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ウェルテック専門学校 広島校という。

(位置)

第3条 本校の位置を広島市東区牛田新町三丁目15番38号におく。

第二章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科および修業年限並びに定員は次のとおりとする。

1. 課程名	教育・社会福祉専門課程
昼夜別	昼
学科名	介護福祉学科
修業年限	2年
入学定員	80名
総定員	160名
学級数	2

2. 課程名	文化・教養専門課程
昼夜別	昼
学科名	日本語学科
修業年限	2年（4月入学生） 1年6ヶ月（10月入学生）
入学定員	100名（4月入学生） 60名（10月入学生）
総定員	160名
学級数	8

（修業年限の延長）

第5条 前条の修業年限に関して、疾病その他やむをえない事情のある学生に対しては、校長の許可がある場合に限り延長できるものとする。
但し、日本語学科の場合、延長期間は在留期限を限度とする。

（学年・学期の終始期）

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

但し、日本語学科に限り、10月1日に始まり翌年3月31日に終わるものがある。

2. 学年を分けて、次の前期・後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

及び

前期 10月1日から3月31日まで

後期 4月1日から9月30日まで

（休業日）

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

但し、校長が、必要があると認める場合には、休業日を変更することがある。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律で規定する日

（3）長期休暇（GW・夏期・秋期・冬期・春期）は校長が学科ごとに定める

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第三章 教育課程、授業時間数および教職員組織

(教育課程・授業時間数・単位数)

第8条 本校の教育課程および授業時間数は、学科修業年限に基づいて配当して編成する。
次のとおり（別表のとおり）とする。

(授業時間の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15時間を持って1単位、演習、実習、実技にあつては30時間をもって1単位とする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、平素の勉学、出席状況及び試験の成績を総合して決定する。

(授業の終始期)

第10条 本校の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

教育・社会福祉専門課程

介護福祉学科 午前9時30分から午後4時40分まで

文化・教養専門課程

日本語学科 一部 午前9時30分から午後0時40分まで

二部 午後1時30分から午後4時40分まで

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員をおく。

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員 | 専任6名以上 兼任1名以上 |
| (3) 事務職員 | 1名以上 |

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。（授業の終始期）

第四章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条第1項に定める大学の入学資格を有する者
- (3) 外国において12年以上の学校教育課程を終了した者

(入学時期)

第13条 入学及び進級の時期は、毎年4月初めおよび10月初めとする。

2. 疾病その他やむをえない事由により所定の時期に入学できない場合は、その事由を記し、診断書等を添え、校長の許可がある場合に限り、入学時期を遅らせることができるものとする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、入学検定料を添え指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から20日以内に第21条に定める入学金・授業料等を添え手続をとらなければならない。
ただし、事情がある場合には、所定の手続をしたうえで、分納を許可する。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむをえない事由によって、1週間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。

(転入学)

第16条 本校に、編・転入学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(自主退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(履修の認定)

第18条 校長は、各学年ごとに修了すべき学科目（実習科目を除く）について、その出席時間数が3分の2以上である者に対して試験を行い、合格者に対して当該科目の履修を認定する。

2. 実習科目については、その出席時間数が5分の4以上である者に対して実習の成績によって履修を認定する。
3. 第5条により、修業年限の延長を許されたものは、その期間の出席時間を本条第1項の必要出席時間数に算入することができるものとする。
4. 考査の成績は、A, B, C, 及び不Dの評語をもって表し、A, B, 及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、段階評価に適さない授業科目に係る考査の成績は、本文に規定する評語によらず、合格又は不合格とすることができる。

(卒業)

第19条 本校所定の教育課程に定める必修時間数を修了し、必須科目の履修を認定された者であって、納付金を全て納めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第20条 前条により、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科を修了したものには専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を付与する。

(褒賞)

第21条 成績優秀に対して、または学生生活・行動等において、他の模範となる者は、褒賞する。

(退学)

第22条 次の理由により学生が退学しようとするときは、校長に願い出て、許可を受けなければならない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) その他

(除籍)

第23条 次の各号の1に該当する者には、校長が除籍する。

- (1) 退学の手続きをしない者
- (2) 無断で長期欠席が続く者
- (3) 学納金を所定日までに納めない者
- (4) 日本の定めた法令に違反した者

第五章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第24条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

介護福祉学科

入学検定料 15,000円
入 学 金 50,000円

(年額)

学年	授業料	教育研究費	実習委託費	合計
1年	650,000円	100,000円	80,000円	830,000円
2年	650,000円	100,000円	100,000円	850,000円

日本語学科

入学検定料 20,000円
入 学 金 50,000円
授業料(年額) 600,000円

他に教材費・課外活動費・保険料等 修業年限2年 160,000円(2年分)

修業年限1年6ヶ月 120,000円(1年6ヶ月分)

(納付金の還付)

第25条 すでに納入した入学検定料、入学金、授業料等は、原則として返還しない。但し、入学式の前月末までに文書による入学辞退の申し出があった場合は、この限りではない。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第六章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第27条 本校は教育・社会福祉専門課程において附帯教育事業として次のとおり社会福祉士通信学科及び介護福祉士実務者研修を設置する。

2. 社会福祉士通信学科の運営に対する細則は別に定める。

ただし、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第二号若しくは第三号に基づくものとする。

3. 介護福祉士実務者研修の運営に対する細則は別に定める。

ただし、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第二号若しくは第三号に基づくものとする。

4. 介護職員初任者研修の運営に対する細則は別に定める。

ただし、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第二号若しくは第三号に基づくものとする。

付 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. この学則は、平成9年4月1日から改正、施行する。
4. この学則は、平成12年4月1日から改正、施行する。
5. この学則は、平成16年4月1日から改正、施行する。
6. この学則は、平成18年4月1日から改正、施行する。
7. この学則は、平成20年4月1日から改正、施行する。
8. この学則は、平成21年4月1日から改正、施行する。
9. この学則は、平成22年10月1日から改正、施行する。
10. この学則は、平成23年4月1日から改正、施行する。
11. この学則は、平成28年10月1日から改正、施行する。
12. この学則は、平成28年11月1日から改正、施行する。
13. この学則は、平成29年10月1日から改正、施行する。
14. この学則は、平成30年4月1日から改正、施行する。

15. この学則は、平成31年4月1日から改正、施行する。
16. この学則は、令和2年4月1日から改正、施行する。
17. この学則は、令和2年10月1日から改正、施行する。
18. この学則は、令和4年10月1日から改正、施行する。
19. この学則は、令和5年7月27日から改正、施行する。
20. この学則は、令和5年10月1日から改正、施行する。
21. この学則は、令和6年4月1日から改正、施行する。
22. この学則は、令和7年5月1日から改正、施行する。

原本と相違ないことを証明する

令和7年5月1日
学校法人 ダイキ学園
理事長 中村 義文